

ガストロノミーツーリズム高付加価値モデル商品造成等業務委託企画提案募集要領

本県の多彩で高品質な食材と、自然や景観・歴史・文化などの観光資源を融合し、来訪者に感動体験を提供できるツアーを造成することを目的として、ガストロノミーツーリズム高付加価値モデル商品造成等業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業務名 ガストロノミーツーリズム高付加価値モデル商品造成等業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 **2 募集業務の内容**のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月24日(月)まで
- (6) 契約限度額 18,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 1件

2 募集業務の内容

本県の食と食文化の魅力を発信するため、以下の業務を実施する。

(1) 高付加価値モデル旅行商品の造成

- ・ターゲットのニーズに沿った内容となるように十分に調査し、将来的にも持続可能な販売を意識したモデル商品とすること

項目	内容
コンセプト	・憧れを呼ぶようなダイニングの場の提供と、食を基軸とした地域の歴史文化・自然環境等と絡めたストーリーづくり・体験するプログラムの造成等を併せて行うこと。 ・静岡ガストロノミーツーリズム「美味ららら」の理念等を踏まえた商品とすること。(https://shizuoka-gastronomy.jp/)
当商品のターゲット層	主に欧米豪・一部アジアを中心とした高付加価値旅行者 ・高付加価値旅行者とは、訪日旅行1回における総消費額が1人100万円以上の旅行者を指すものとする
造成本数	4本程度
日程	旅行商品は、半日程度の行程を想定
想定される内容	インバウンド誘客に特化した高付加価値商品 ・トップシェフ等による地元食材を使った特別なメニューを提供(例 精進料理×ビーガン) ・特別な場所での食事体験(例 茶畑) ・観光や地場製品の活用等を通じた歴史・文化体験 等

※日程、会場は県と別途調整する。

- ・料理案・会場案・料理人案・観光コース概要・その他当日の演出等について、具体的に企画提案書に記載すること

(2) 作成したモデル旅行商品の試行

- ・(1) で作成した旅行商品について、ターゲットに向けて発信をするとともに、評価や改善を検討するため、メディア・旅行事業者等を対象とした旅行を試行する。

項目	内容
実施期間	令和7年2月まで
回数	各商品につき、1回実施
参加者	・メディア関係者 ・旅行事業者 等 <参加者選定に関する留意事項> ※当商品のターゲット層（主に欧米豪・一部アジアを中心とした高付加価値旅行者）への訴求を念頭におくこと ※メディア関係者はメディア媒体への掲載、旅行事業者は旅行商品の販売を前提とすること
備考	生産者・レストラン等の旅行商品造成に携わった事業者へも参加を呼びかけること

- ・参加するメディア・旅行事業者等を具体的に企画提案書に記載すること。

(3) 旅行商品化に向けたアフターフォロー

- ・(2) が、その日限りのイベントで終わることなく、将来的に販売される旅行商品となるような支援を行うこと

<想定される取組例>

- ・招聘した旅行事業者の意見等をもとにした商品シートの作成
- ・ランドオペレーターの手配
- ・招聘した旅行事業者からの事後要望（ツアーコースの再提案等）への対応 等

- ・支援に関する具体的な取組を企画提案書に記載すること。

(4) その他ターゲットへの効果的な発信

- ・作成した商品に関する情報を、HP・YouTube・SNS・WEB記事等で公開し、ターゲットに向けたプロモーションを実施すること。（発信する際は、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の4言語とする。）
- ・パブリシティ効果の試算を行うこと。

- ・広報内容を、具体的に企画提案書に記載すること。

(5) 成果物の提出

本事業は終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の成果等を示す報告書を提出すること

(6) その他

- ア 地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。
- イ 業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。
- ウ 業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

- (1) 応募期間

令和6年5月8日（水）から令和6年5月27日（月）午後3時まで（必着）

- (2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。（5月27日は午後3時まで）

- (3) 提出先

後述の 11 提出先、問合せ先を参照

- (4) 必要書類及び必要部数

- ア 企画提案書（様式第1号）…7部（正本1部、写し6部）
 - イ 提案者の概要書（様式第2号）…7部（ 〃 ）
 - ウ 業務計画書（自由様式）…7部（ 〃 ）※枚数の上限は25枚
 - エ 見積書（任意様式）…1部
 - オ 法人の登記簿謄本の原本（履歴事項全部証明書）…1部
 - カ 事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）…1部
- ※アからウまでの書類を1セットとし、セットごとにクリップ止めにする。

(5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html>

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

イ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

ウ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

エ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

オ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

カ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(7) スケジュール

日程	内容
令和6年5月13日（月）	質問事項の受付終了
令和6年5月16日（木）	質問に対する回答
令和6年5月23日（木）	参加申込書の提出期限
令和6年5月27日（月）	企画提案書の提出期限
令和6年5月28日（火）～ 令和6年5月29日（水）	書面審査（応募が5者以上の場合）
令和6年5月30日（木）	ヒアリング審査対象者の選定・非選定通知
令和6年6月5日（水）	ヒアリング審査
令和6年6月6日（木）	選定結果の通知（予定）

5 参加申込書の提出

提案参加希望者は、参加申込書（様式第3号）を提出すること。参加申込書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「ガストロノミーツーリズム高付加価値モデル商品造成等業務委託」とすること。

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加申込書の提出後、辞退を希望する者は、速やかに辞退届（様式第4号）を「4－（1）応募期間」内に提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「ガストロノミーツーリズム高付加価値モデル商品造成等業務委託」とすること。

ア 受付期間：公募開始日から令和6年5月13日（月）17時まで

イ 提出先：「11 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和6年5月16日（木）までに、下記ホームページに掲載する。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html>

7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者以上の場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位4者以内を、8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）に示すヒアリング審査の対象者として選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和6年5月30日（木）までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により令和6年5月30日（木）までに通知する。

なお、日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は業務計画書（自由様式）により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県のご理解を得た場合は、この限りでない。

なお、業務計画書の枚数の上限は25枚とする。

（1）実施日時

令和6年6月5日（水）（予定）

開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

（2）実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）又は県庁周辺会議室

（WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

（3）所要時間

各提案者30分程度を予定（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）。

（4）出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

（5）選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査））によりヒアリングの審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

(表)

評価項目・評価基準		配点
1	業務方針	(10)
	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。	5
	業務実施スケジュールは現実的であるか。	5
2	高付加価値モデル旅行商品の造成	(40)
	ターゲットのニーズを踏まえた商品内容となっているか	20
	食の提供のみならず、食を基軸とした地域の歴史文化・自然環境等と絡めたストーリーづくり・体験するプログラムとなっているか	10
	将来的にも持続可能な販売を意識した商品であるか	10
3	造成したモデル旅行商品の試行	(20)
	参加するメディア・旅行会社の設定が本事業のコンセプトに適合してるか	20
4	旅行商品化に向けたアフターフォロー	(10)
	旅行商品化に向けた支援が現実的かつ効果的であるか	10
5	その他ターゲットへの効果的な発信	(10)
	ターゲットに向けて効果的な手段となっているか	10
6	その他	(10)
	経費見積りに妥当性はあるか。	5
	本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に活かされることが期待できるか。	5
合計		100

9 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>)

10 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

(2) 秘密保持等

- ・静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 委託事業の成果品

ア 納品物

- ・業務実施報告書 2 部（印刷物および電子データ）

イ 提出期限

令和 7 年 3 月 24 日（月）

11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 11 階）

電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp